

別記第6号様式（第10条関係）

標識（原則として木版とする）

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者  
の氏名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条第 項の規定に基づき  
を命じたものである。

年 月 日

（注 意）

- 1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪に罰せられることがある。

水道

水道

- 3 電気の供給を保留するよう電気事業者に通知した。

ガス

ガス

たて60センチメートル  
よこ45センチメートル